

事業名	内 容	委託先事業所
精神障害者 居住支援事業	賃貸契約のアパートなどへ入居を希望している精神障害者の住まい探しと、転居後の生活を支援します。	地域活動支援センターえどがわ 電話 5879-0708 地域活動・相談支援センターかさい 電話 5679-6445 地域活動支援センターこまつがわ 電話 5858-6421
精神障害者 自立生活体験事業	自立した生活をめざし、一人暮らしの体験ができます。疲れがたまってきたときなど、休息のための利用もできます。	東京ソテリアハウス 電話 5879-3312 遊牧舎 電話 080-9345-5885
精神障害者 就労支援事業	就労を希望する精神障害者に対し、個々のニーズに合わせ関係機関と協力し就職と就職後の支援をします。	地域活動支援センターえどがわ 電話 5879-0708 地域活動・相談支援センターかさい 電話 5679-6445 地域活動支援センターこまつがわ 電話 5858-6421
高次脳機能障害者 支援事業	専門医による個別相談、訓練などの事業や、随時相談などを行っています。	地域活動支援センターはるえ野 電話 5664-6072
精神障害者 ピアサポーター 育成事業委託	精神障害者の視点を重視した支援の充実、本人も活動を通して自立を目指す事を目的とし、地域においてピアサポーターの育成などを行っています。	地域活動支援センターこまつがわ 電話 5858-6421

■ 発達障害の方

発達相談・支援センター（来所相談は予約制）

知 精



- ◆ 発達相談室なないろ（18歳未満の方） 電話：5875-5101
- ◆ 発達障害相談センター（18歳以上の方） 電話：5875-5401

内 容

発達について気になることがありましたら、発達障害相談専門員がご相談に応じます。

対 象

江戸川区にお住まいの知的障害を伴わない発達障害（またはその疑い）のある方とそのご家族および支援者

発達障害者（児）のサービス

知的障害を伴う場合は「知的障害者」として、知的障害を伴わない場合は「精神障害者」として、手帳の有無にかかわらず、医師の診断などにより障害福祉サービス等の対象になります。

また、児童（18歳未満）については児童福祉法によるサービスが受けられます。

■ 医療的ケア児の方

医療的ケア児に関する相談窓口(区内)	身	
<ul style="list-style-type: none">◆ 身体障害者相談係 (電話:5662-0052/FAX:3656-5874)◆ 各健康サポートセンター 15・16ページ参照		

医療的ケア児とは

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(令和3年9月18日施行)」において、「医療的ケア児」とは、「日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童(18歳未満の者及び18歳以上の者であって高等学校等に在籍するもの)」と定義されています。

対象

江戸川区にお住まいの医療的ケアが必要な方とそのご家族および支援者

医療的ケア児のサービス

障害者手帳の有無にかかわらず、医師の診断などにより児童福祉法によるサービスや障害福祉サービス等の対象になります。

医療的ケア児コーディネーター	身	
<ul style="list-style-type: none">◆ 江戸川区立希望の家 (電話:3680-1531/FAX:5605-3271)		

内容

医療的ケア児とその家族に対して保健、医療、福祉、子育て、教育などのサービスを紹介するとともに、関係機関と医療的ケア児およびその家族をつなぐ役割を担っています。

■ 難病の方

難病の方の障害福祉サービス等の利用

難



- ◆ 身体障害者相談係（電話：5662-0052/FAX：3656-5874）
- ◆ 保健予防課医療給付係（電話：5661-2464/FAX：3655-9925）
- ◆ 各健康サポートセンター 15・16ページ参照

内 容

身体障害者手帳の有無にかかわらず、必要と認められた障害福祉サービス（ヘルパーの利用、福祉用具の給付など）が利用できます。

ヘルパー・施設などの利用について

「障害福祉サービス等について」（8～11ページ、25～27ページ）をご参照ください。

補装具費の支給について

詳しくは、「補装具費の支給」（36～37ページ）をご参照ください。

日常生活用具の給付について

詳しくは、「日常生活用具の給付」（40～46ページ）をご参照ください。

対 象

障害者総合支援法第4条第1項に規定する特殊の疾病に該当する方